

損失補償将来負担 算定方法(1)について(試案)

平成20年2月4日

判定基準案

- ・ 下記①～③の判定基準により区分を決定する。
- ・ ①～③の判定による区分が異なる場合には、より低位の区分とする。

①元金支払状況による判定基準

条件緩和の有無	条件緩和なし	A
	条件緩和あり	B
延滞状況	延滞なし	A
	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞	C
	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞	D
	6ヶ月以上の延滞	E

②債務償還能力による判定基準

要償還債務償還年数	15年以内	A
	15年超30年以内	B
	30年超	C

③収益および財務状況による判定基準

		経常利益																
		黒字	赤字															
純資産	資産超過	A	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">資産超過解消年数</td> </tr> <tr> <td>10年超</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3年超過10年以内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>D</td> </tr> </table>	資産超過解消年数		10年超	B	3年超過10年以内	C	3年以内	D							
	資産超過解消年数																	
10年超	B																	
3年超過10年以内	C																	
3年以内	D																	
債務超過	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">債務超過解消年数</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>5年超10年以内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>10年超</td> <td>E</td> </tr> </table>	債務超過解消年数		3年以内	B	3年超5年以内	C	5年超10年以内	D	10年超	E	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業性の有無</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>E</td> </tr> </table>	事業性の有無		あり	D	なし	E
債務超過解消年数																		
3年以内	B																	
3年超5年以内	C																	
5年超10年以内	D																	
10年超	E																	
事業性の有無																		
あり	D																	
なし	E																	

各財務数値について

- ・ 左記②および③の基準については、財務諸表が適正な会計基準に基づいて作成されていることを前提とする。

要償還債務償還年数について

- ・ 簿外債務があれば要償還債務に加算する。
- ・ 償還年数については次の算式によって算定する。
「要償還債務÷直近期までの3期平均償却前当期利益」

経常利益について

- ・ 経常利益については、直近期までの3期平均経常利益とする。
- ・ なお、設立後3年未満の企業は本判定基準の対象としない。

純資産について

- ・ 純資産については、直近の決算期末時点の純資産の額とする。

事業性の有無について

- ・ 事業性がある場合とは、事業が産む財・サービスについて一定の需要が存在し、業務・財務リストラクチャリングによって経常黒字を確保できる可能性がある場合を指す。
- ・ ただし、経常黒字確保可否の判定は、別途用意する、「実態に即した詳細な評価方法」により行うこととする。

算入率案

- 算定方法(1)による算入率については、前記判定基準による区分毎に下記の数値とする。

区分	算入率
A	0%
B	25%
C	50%
D	75%
E	100%
F(法的整理)	100%

- 損失補償以外の信用補完措置がある場合、債務総額に上記参入率を乗じた額から、他の信用補完措置からの回収見込額を控除した額が、最終的な損失補償履行予想額となる。

補足

特別なケースの扱いについて

- | | |
|---|---|
| 1 | <p><u>業種柄、有形固定資産が多額であり、借入が大きく償還年数が長期とならざるを得ない先</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ a案: 特定の業種につき要償還年数によるより長期間の基準を別途用意する。・ b案: 本判定基準は適用せず、「実態に即した詳細な評価方法」により個別に判定する。 |
| 2 | <p><u>創業赤字や計画上止むを得ない赤字の先</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ a案: 売上高、経常利益、当期利益が計画の80%以上を確保している場合にはAと判定し、そうでない場合には本判定基準を適用する(ただし、設立後3年未満の企業は対象外)。・ b案: 本判定基準は適用せず、「実態に即した詳細な評価方法」により個別に判定する。 |
| 3 | <p><u>現況経常赤字であるが、業務・財務リストラクチャリングにより経常黒字化が可能な先</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ a案: 1年以内の黒字化が確実に見込まれる場合に限り、赤字基準の適用を弾力化する。なお、退職金等一時的な費用の発生がある場合には、純資産額の算定において加味する。・ b案: 本判定基準は適用せず、「実態に即した詳細な評価方法」により個別に判定する。 |

「実態に即した詳細な評価方法」について

- ・ 実態に即した詳細な評価方法については、上記「特別なケース」等、算定方法(1)では的確な判定ができないケースの受け皿とする必要もあることから、清算を想定したバランスシートアプローチの他、事業計画に基づいたDCF法等、事業継続を前提とした判定方法も含むものとする必要がある。

財務諸表について

- ・ 本算定方法の対象となる企業については、その財務諸表が適正な会計基準に基づいて作成されている必要があり、それを担保する方法が重要となる。